

就学校の変更について

加賀市教育委員会

加賀市立の小・中学校への就学については、住所地により定められた通学区域に基づき、指定された学校（以下、「指定校」という。）に就学していただくこととなります。しかし、特別な理由がある場合には、指定校以外の学校への就学が認められることがあります。（別表「就学校の変更が認められることがある場合」）

【留意事項】

- ①通学に支障がある場合は、認められません。
- ②学校の施設・設備等の状況により、受け入れが困難な場合は認められません。

1 就学校変更手続きの概要

(1) 小学校又は中学校に入学する場合

就学校の変更事由に該当し、就学校の変更を希望される保護者の方は、学校指導課にご相談ください。学校指導課では、保護者から状況をうかがい、協議の上就学校変更の適否を判断します。

(2) 小・中学校に在籍している場合

就学校の変更事由に該当する事象が発生し、就学校の変更を希望される保護者の方は、在籍する学校及び学校指導課にご相談ください。学校指導課では、保護者から状況をうかがい、協議の上就学校変更の適否を判断します。

2 就学校変更の手続きの期日

就学校変更の手続きの期日につきましては、事由が生じた時点で、できるだけ速やかにご相談ください。

3 就学校変更についてのお問い合わせ

加賀市教育委員会事務局 教育庶務課学校教育グループ（Tel 72-7975）

（別表）就学校の変更が認められることがある場合

就学校の変更事由	期 間	必要書類
1 地理的理由		
(1) 住所地と生活基盤が異なるため、生活基盤のある地区の学校への就学を希望する場合。	申立理由の消滅まで	就学校変更申立書
(2) 通学距離及び通学の安全上等から特に配慮を要すると認められる場合。	申立理由の消滅まで	就学校変更申立書
2 身体的理由		
児童生徒が、障害、病気その他の身体的理由により、指定校への就学が困難な場合。	疾患が解消するまで	就学校変更申立書 必要により医師の診断書
3 転居に伴う理由		
(1) 1年以内に転居が確実な児童生徒が、当該学年の当初から転居予定地の学校への就学を希望する場合。	当該学年中の転居の日まで	就学校変更申立書 必要により転居予定を確認できる書類

(2) 次の事由により、従前の学校への就学を引き続き希望する場合。		
ア 転居のため、他の校区に移った場合	原則学年末まで	就学校変更申立書
イ 新築・増改築等により、一時的（原則1年以内）に他の校区に移った場合。	申立理由の消滅まで	就学校変更申立書 必要により新築・増改築を確認できる書類
ウ その他の事由。	申立理由の消滅まで	就学校変更申立書
4 通学区域等の変更に伴う理由		
通学区域の変更等があった住所地の児童生徒が、従前の学校への就学を引き続き希望する場合	申立理由の消滅まで	就学校変更申立書
5 家庭に関する理由		
(1) 家庭の事情（病気、看病、共働き、自営業等）により、保護者が登校前または下校後に児童生徒の適正な監護養育に当たることが困難な場合で、変更希望先の校区であれば十分な保護監督が受けられる場合。	申立理由の消滅まで （※小学校のみ許可）	就学校変更申立書
(2) 就学校が変更されている児童生徒の兄弟姉妹が、当該学校への就学を希望する場合。	当該兄弟姉妹の卒業まで	就学校変更申立書
6 部活動による理由		
指定された就学校に希望する部活動が無く希望する部活動のある学校を希望する場合。	申立理由の消滅まで	就学校変更申立書
7 教育的な理由		
いじめや不登校など、当該児童生徒に対して教育的な配慮を要する場合。	申立理由の消滅まで	就学校変更申立書
8 その他特別な事情として考える事例		
(1) 非常災害等により仮住所が学区外に変更した場合、あるいは公共事業により強制移転を受けた場合。	申立理由の消滅まで	就学校変更申立書
(2) 児童生徒の指導上（就学相談等の結果）特に配慮を要すると認めた場合。	申立理由の消滅まで	就学校変更申立書
(3) その他教育委員会が必要と認めた場合。	申立理由の消滅まで	就学校変更申立書